



島根県報

平成28年7月26日（火）

号外 第 143 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道 路 維 持 課） 2

道路の供用開始

（ ” ） 3

告 示

島根県告示第524号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成28年7月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
県 道	松江島根線	松江市島根町大芦5838番1地先から同町加賀73番1地先まで	前	メートル 12.10～ 50.00	メートル 465.00	松江県土整備事務所 道路改良工事 拡幅
			後	12.10～ 61.00	465.00	
〃	鰐淵寺線	出雲市別所町字東325番3地先から同211番1地先まで	前	11.30～ 54.83	75.01	出雲県土整備事務所 道路改良工事 減幅 仮設道撤去
			後	4.80～ 42.00	75.01	
〃	三次江津線	江津市江津町320番4地先から同町165番2地先まで	前	A	4.03～ 4.27	浜田県土整備事務所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 仮設道撤去
				B	4.03～ 10.99	
			後 A	4.03～ 4.27	32.75	

島根県告示第525号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成28年7月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	松江島根線	松江市島根町大芦5844番1地先から同町加賀73番1地先まで	メートル 344.40	平成28年 7月26日	松江県土整備事務所	
〃	鱒淵寺線	出雲市国富町1698番13地先から同市西郷町379番1地先まで	700.00	平成28年 7月26日	出雲県土整備事務所	
〃	新南陽津和野線	鹿足郡吉賀町柿木村柿木630番1地先から同1266番5地先まで	58.00	平成28年 7月26日	益田県土整備事務所津和野土木事業所	